

女性活躍推進法の施行状況（30.1末現在）

○一般事業主行動計画届出状況（*全国は平成29年12月末現在）

	301人以上企業（義務企業）			300人以下企業
	企業数	届出企業数	届出率（%）	届出企業数
兵庫	533	531	99.6	64
全国*	16,124	16,071	99.7	3,866

○報告徴収（行動計画策定状況、取組状況等に関するヒアリング）

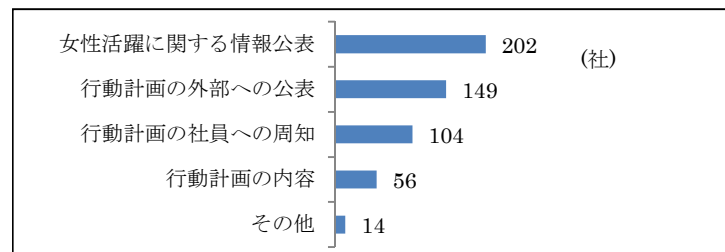
- ・自社の女性労働者の状況を把握し、課題を分析した上で、課題に基づく目標を設定した行動計画を策定しているか
- ・行動計画を労働者に周知しているか
- ・行動計画を外部に公表しているか
- ・女性の職業選択に資する情報を公表しているか
- ・策定した計画に沿って取組を実施しているか
- ・取組の効果分析を行っているか

◎職業選択に資する情報の公表

採用者に占める女性の割合
女性労働者の比率
平均勤続年数の男女差
管理職の女性割合
男女別育児休業取得率
1月当たりの平均残業時間
有給休暇取得率 等
14項目の中から1項目以上公表

○報告徴収実施状況及び法違反に対する助言の状況

報告徴収実施企業(社)	405
うち助言実施企業(社)	237
助言率（%）	58.5



○効果的な取組を行うためのアドバイス

- ・状況を適正に把握し、十分な課題分析を行っているか
- ・より重要な課題や目標はないか
- ・課題解決のために効果的な取組がされているか

○好事例

- ・公表された行動計画の内容に共感し、管理職候補の女性が転職。現在、課長として活躍している。（食料品製造業）
- ・仕事と育児の両立支援のため、通常は出勤日である土日のどちらかを休日にする短時間勤務制度を導入したところ、継続就業者が増加した。（小売業）
- ・女性管理職比率を数値目標として設定し、社内に周知。社員の意識に変化があり、管理職候補（主任）の女性が倍増した。（医療・福祉）

○えるぼし認定企業数

	1段階目	2段階目	3段階目	合計
兵庫	0	4	10	14
全国	3	164	350	517

○えるぼし認定相談会・自主点検の実施

計画策定届出企業を対象に自主点検、認定相談会を実施

○えるぼし認定基準

I：採用

男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること（雇用管理区分ごと）

II：継続就業 ①または②

① 女性労働者の平均勤続年数が男性労働者と比較して0.7以上であること（雇用管理区分ごと）

② 「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」が同様の男性労働者と比較して0.8以上であること（雇用管理区分ごと）

III：労働時間等の働き方

雇用管理区分ごとの労働者の法定外及び法定休日の労働時間の合計の平均が直近の事業年度の各月ごとにすべて45時間未満であること

IV：管理職比率 ①または②

① 管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること

② 『直近3事業年度の「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」の平均』が、同様の男性労働者と比較して0.8以上であること

V：多様なキャリアコース

直近3事業年度に、以下のうち1項目（大企業は2項目）以上の実績があること

A 女性の非正社員から正社員への転換

B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換

C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用

D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

○認定の段階

3段階目：えるぼし認定基準（5項目）をすべて満たしていること

2段階目：えるぼし認定基準のうち3つまたは4つを満たしていること

1段階目：えるぼし認定基準のうち1つまたは2つを満たしていること

（2段階目・1段階目共通）満たさない項目について2年以上連続して実績が改善していること